

佐野商工会議所景況調査

(平成22年1月～3月)

佐野市内の建設業・製造業・商業・サービス業290社を対象に調査した。

☆業況について

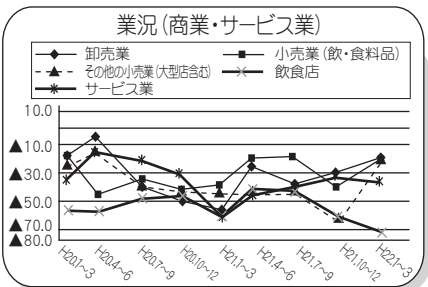
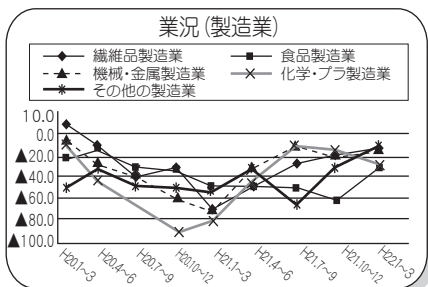
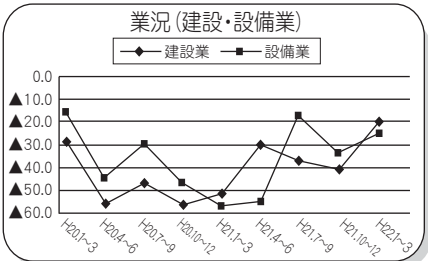
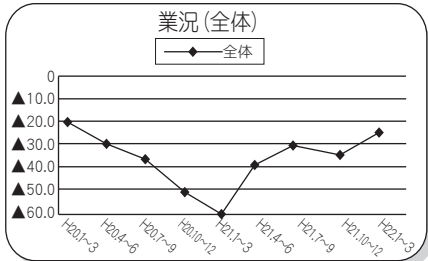
全業種のDI指数▲24.7、前期比9.4ポイント改善。

業種別DI指数(上位5業種)

①その他の製造業▲7.3ポイント②繊維品製造業▲14.8ポイント

③卸売業▲17.0ポイント④機械・金属製造業▲17.3ポイント⑤建設業▲20.0ポイント

	全体	建設業	設備業	繊維品製造業	食品製造業	機械・金属製造業	化学・プラ製造業	その他の製造業	卸売業	小売業(飲・食料品)	その他の小売業(大型店含む)	飲食店	サービス業
H20.1～3	▲19.3	▲29.3	▲17.6	4.2	▲20.7	▲6.5	▲7.7	▲51.2	▲14.3	▲14.3	▲27.8	▲54.5	▲32.3
4～6	▲30.6	▲54.5	▲44.4	▲12.7	▲13.8	▲26.8	▲42.9	▲33.3	▲6.4	▲47.8	▲14.3	▲55.1	▲12.7
7～9	▲37.2	▲47.4	▲29.0	▲40.0	▲28.3	▲39.5	▲37.9	▲44.7	▲38.5	▲32.3	▲39.5	▲48.8	▲23.1
10～12	▲50.7	▲55.1	▲48.0	▲31.3	▲36.4	▲59.0	▲90.7	▲50.0	▲50.0	▲44.3	▲47.8	▲46.7	▲30.4
H21.1～3	▲59.5	▲51.7	▲57.7	▲72.4	▲44.3	▲77.0	▲81.0	▲52.2	▲54.5	▲37.5	▲48.6	▲62.8	▲60.0
4～6	▲39.4	▲30.0	▲55.6	▲46.9	▲45.8	▲32.2	▲45.5	▲28.6	▲28.3	▲23.1	▲47.8	▲44.7	▲47.8
7～9	▲30.3	▲38.0	▲19.4	▲23.8	▲51.7	▲11.5	▲12.2	▲63.6	▲34.9	▲21.7	▲46.9	▲48.8	▲44.1
10～12	▲34.1	▲40.5	▲33.3	▲19.4	▲62.3	▲19.4	▲18.4	▲28.6	▲30.6	▲39.6	▲65.6	▲60.6	▲30.4
H22.1～3	▲24.7	▲20.0	▲26.3	▲14.8	▲34.6	▲17.3	▲26.1	▲7.3	▲17.0	▲25.0	▲24.6	▲72.4	▲34.3



◎分析方法[景況動向指数(DI)による]
 景況指数は、好況・不況の差を指数にしたものであり、基準指数が「0」で上限限度は、+100・-100となり、プラスは景況の好転、マイナスは景況の悪化をあらわしている。

もしものPL事故に備える保険

PL保険とは、製造業、卸売業、飲食業、請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」です。工事・作業中の事故が対象であり、お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってPL保険への加入が必要です。

【PL保険制度の事故例】

- 製造業**：被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。損害額 約6,700万円
- 製造業**：被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。損害額 約300万円
- 工事業**：被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。損害額 約1,900万円
- 請負業**：被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。損害額 約4,000万円
- 卸売業**：被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、肺炎プリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。損害額 約300万円
- 飲食業**：被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。損害額 約1,400万円

PL保険とは、製造業または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、製品の引渡し後または仕事の終了後に日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことにより、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払します。製造業だけでなく、販売業や飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象です。

新規加入の場合は、お早めにご連絡下さい。各損害保険会社の代理店から詳しいご説明をさせていただきます。(金子)

佐野市プレミアム付商品券(プレミアム率10%)

販売場所：佐野商工会議所・佐野市あそ商工会(本所・支所)
 佐野農業協同組合(本店・支店)

販売期間：6月25日(金)午前9時から(売切れ次第終了)

無担保・無保証人マル経融資の流れ

マル経融資をご利用ください!!

無担保・無保証人マル経融資の流れ

- ① 申請
- ② 調査・確認
- ③ 推薦
- ④ 融資
- ⑤ 返済

日本政策金融公庫 佐野商工会議所

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)は、小企業の方々が利用できる国の融資制度で、無担保・無保証人でご利用できます。

●「利用できる方」
 ●一年以上地区内で営業し六ヶ月以上当所の経営指導を受けている方。
 ●常時使用する従業員が、商業・サービス業は五人以下、製造・建設業は二十人以下の方。
 ●期限の到来している税金(所得税・法人税・事業税等)を完納している方。

労働保険

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉です。政府が管理・運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っている事業者は、労災保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る関係者(労働者)に提供していない期間中に労働者が死亡した場合、労災保険の給付が停止され、労災保険料を徴収されます。

【委託できる事業主】
 ●常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五人以下、サービス業は十人以下、その他の業種は二十人以下の方。

年度更新の準備は進んでいますか?!

当所への事務委託が便利

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉です。政府が管理・運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っている事業者は、労災保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る関係者(労働者)に提供していない期間中に労働者が死亡した場合、労災保険の給付が停止され、労災保険料を徴収されます。

【委託できる事業主】
 ●常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五人以下、サービス業は十人以下、その他の業種は二十人以下の方。

返済期間

●許認可・登録届出を要する事業は現に許認可登録等を受けている方。
 ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種である方。
 ●連立欠損及び借入過多の場合、審査の結果によっては貸付を認められない場合があります。

【融資限度】
 ●一五〇〇万円(運転・設備資金)
 ●一五〇〇万円(運転・設備資金)

【利率】
 ●年一・九五%(平成二十二年五月一日現在)
 ●設備資金貸付については融資から二年間の貸付利率が〇・五%低減(ご活用ください)

【ご活用ください】
 ●運転資金
 ●仕入資金、外注費・諸経費

労働保険

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉です。政府が管理・運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っている事業者は、労災保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る関係者(労働者)に提供していない期間中に労働者が死亡した場合、労災保険の給付が停止され、労災保険料を徴収されます。

【委託できる事業主】
 ●常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五人以下、サービス業は十人以下、その他の業種は二十人以下の方。

2010年ペシICC東アジア・太平洋地域女子クリケット・トロフィーが佐野市で開催

本大会は、2013年に行われる女子ワールドカップインド大会の予選も兼ねており、優勝すると来年開催予定の女子ワールドカップ最終予選へ進むことができます。間近で国際大会を目にする事ができる貴重な体験となりますので、是非足を運んでみてはいかがでしょうか。

・大会期間：2010年5月2日～5月7日
 (2日は開会式のみ。会場は佐野市役所)

・開催地：佐野市渡良瀬川ソフトボール場

・主催：International Cricket Council

・共催：特定非営利活動法人日本クリケット協会

・後援：佐野商工会議所・佐野市他